

大田原市告示第48号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月29日

大田原市長 相馬 憲一

記

- 1 委託業務 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務
- 2 委託の相手方となる団体の名称及び代表者並びに所在地
名称及び代表者
 有限会社 永田動物病院
 代表取締役 永田寿文
所在地 栃木県那須塩原市二区町498-68
- 3 委託期間
 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで